

愛 知 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
第 1 回 検 討 小 委 員 会

令和 8 年 7 月 21 日(火) 午前 9 時 30 分～
桜華会館本館 2 階 梅の間

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(2) その他

3 閉 会

次回予定

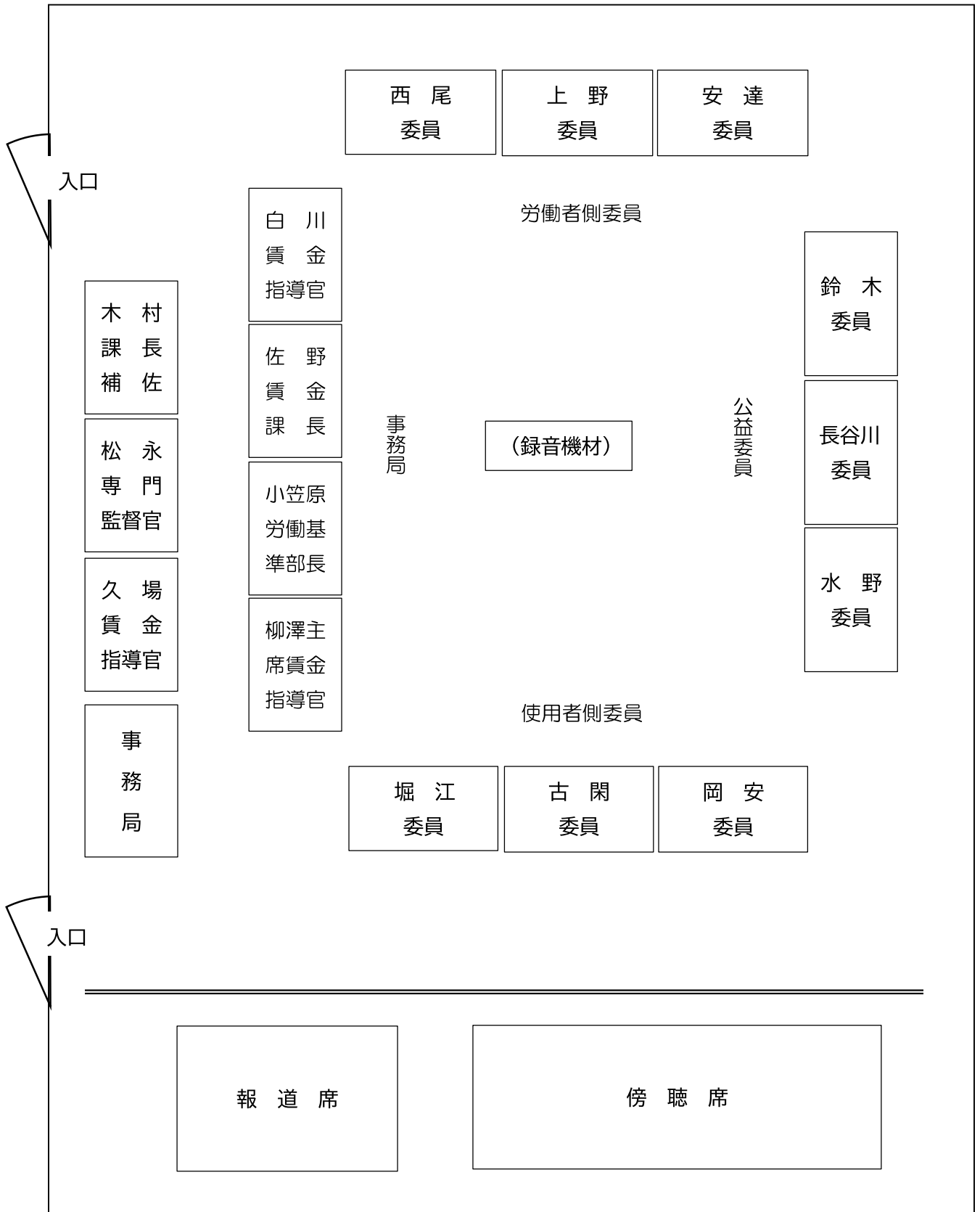
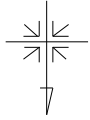
令和 8 年 7 月 30 日(木) 午前 9 時 30 分～
桜華会館本館 2 階 梅の間

愛知地方最低賃金審議会
第1回 検討小委員会 配席図

令和8年7月21日(火)

午前9時30分～

桜華会館本館2階 梅の間



資 料 目 次

資料No.

1. 愛知地方最低賃金審議会検討小委員会委員名簿
2. 愛知地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程
3. 令和8年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧
4. 最低賃金引上状況と特定最低賃金改正申出業種における協約組合数等の推移
5. 最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和7年度版

愛知地方最低賃金審議会 検討小委員会委員名簿

令和8年7月2日現在

区分	氏 名	現 職 等
公益代表	鈴 ^ス 木 ^キ 進 ^{シン} 也 ^ヤ	いぶき法律事務所 弁護士
	長 ^ハ 谷 ^セ 川 ^ガ ふ ^フ き ^キ 子 ^コ	成田・長谷川法律事務所 弁護士
	水 ^ミ 野 ^ズ 有 ^ユ 香 ^カ	愛知大学経済学部 教授
労働者代表	安 ^ア 達 ^ダ 一 ^{イチ} 樹 ^キ	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
	上 ^ウ 野 ^エ 都 ^ミ 砂 ^サ 子 ^コ	CKD労働組合 事務局長 JAM 副会長
	西 ^ニ 尾 ^シ 清 ^キ 人 ^ヨ	全トヨタ労働組合連合会 副会長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 執行委員
使用者代表	岡 ^オ 安 ^カ 良 ^ヨ 康 ^シ	愛知県経営者協会 総務・企画部 部長
	古 ^コ 閑 ^ガ 賢 ^{ケン} 三 ^ソ	愛知県中小企業団体中央会 振興部長兼三河分室長
	堀 ^ホ 江 ^リ 公 ^ク 仁 ^ニ 子 ^コ	株式会社フェアウィンド 代表取締役

(敬称略・五十音順)

愛 知 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 検 討 小 委 員 会 運 営 規 程

第1条 この規程は、最低賃金の審議に係る検討小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか必要な事項について定めるものである。

第2条 委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれ3名とし、各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ前項の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、愛知労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

第4条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 委員長は、会議の審議結果又は、審議経過について、必要に応じてすみやかに、愛知地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この運営規程に規定するもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会の議決に基づいて定めるものとする。

[附 則]

この規程は、平成13年 5月 8日から施行する。

[附 則]

この規程は、平成15年 3月 4日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 元年10月15日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 5年 7月 4日から施行する。

令和8年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧

項 目 産 業		種 類	① 申 出 ケ ー ス	② 提 出 月 日	具 体 的 申 出 内 容										⑪- 地賃 差額	⑮ 受 理 月 日	
					③労働者数 (人)	申 出 の 合 意 労 働 者 数 等				⑩合意比率 ⑤÷③ [⑦÷③] (%)	協約による 最低額 ⑪時間額 (円)	現行最賃 ⑫時間額 (円)	⑪-⑫ 差額 ⑬時間額 (円)	⑭時間額 (円)			
						④組合数	⑤労働者数 (人)	うち労働協約等							うち機関決定等		
								⑥組合数	⑦労働者数 (人)	⑧組合数	⑨労働者数 ④－⑥ ⑤－⑦(人)						
E221 E222 E223	製 鉄 業、 製 鋼 ・ 製 鋼 圧 延 業、 鋼 材 製 造 業	改正	労働 協約	6/23	14,012	9	10,148	9	10,148	0	0	72.4 72.4	1,343	1,175	168	203	6/23
E25 E26 E27	は ん 用 機 械 器 具、 生 産 用 機 械 器 具、 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	改正	労働 協約	6/23	92,765	20	30,959	14	28,110	6	2,849	33.4 30.3	1,197	(1,140)	57	57	6/23
E28 E29 E30	電子部品・デバイス・電子回路、 電 気 機 械 器 具、 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	改正	労働 協約	6/23	78,826	17	29,991	17	29,991	0	0	38.0 38.0	1,216	(1,140)	76	76	6/23
E31	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	改正	労働 協約	6/23	265,178	56	190,355	44	179,804	12	10,551	71.8 67.8	1,215	1,146	69	75	6/23
E273 E275 E323	計量器・測定器・分析機器・試 験機、光学機械器具・レンズ、 時 計 ・ 同 部 分 品 製 造 業	改正	労働 協約	6/23	3,154	1	919	1	919	0	0	29.1 29.1	1,141	(1,140)	1	1	6/23
I591	自 動 車 (新 車) 小 売 業	改正	労働 協約	6/23	16,835	11	10,575	6	8,164	5	2,411	62.8 48.5	1,201	(1,140)	61	61	6/23

6

(注) 1 申出者は、~~5~~業種すべて日本労働組合総連合会愛知県連合会（会長：可知洋二）である。

2 産業分類の適用範囲の詳細は次のとおりである。

・ E26 = E26のうち建設用ショベルトラック製造業を除く。

・ E29 = E29のうち医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）を除く。

・ E31 = E311 + E312 + E314 + E315 + E319（自転車・同部分品製造業を除く。）（建設用ショベルトラック製造業を含む。）

・ I591 = I5911（細分類）

3 「労働協約等」について、賃金の最低額の定めを含む労働協約（労働組合法第14条に規定する要件を満たしたものに限る。）が締結されている場合。

「機関決定」については、労働組合又は使用者団体により最低賃金を改正することが必要であるとの機関決定が行われている場合。

2026年度 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 最低賃金の改正申出組合

No.	分類	構成組織名	労働組合名	労働者数	委任	決議	協定	最賃額	備考
1	2212	基幹労連		221	○	○	◎	1,604円	
2	2234	基幹労連		832	○	○	◎	1,522円	
3	2221	基幹労連		693	○	○	◎	1,506円	
4	2211	基幹労連		2,474	○	○	◎	1,415円	
5	2221	基幹労連		1,083	○	○	◎	1,380円	
6	2221	基幹労連		252	○	○	◎	1,380円	
7	2221	基幹労連		1,212	○	○	◎	1,380円	
8	2211	基幹労連		3,025	○	○	◎	1,359円	
9	2221	基幹労連		356	○	○	◎	1,343円	
合 計			9事業所	10,148	9	9	9		

2024年度協定労働者数	9,966
2025年度協定労働者数	10,145
労働協約ケース(数)	9組合
労働協約ケース(率)	67.2%

2025年度協定労働者数	10,145
2026年度協定労働者数	10,148
労働協約ケース(数)	9組合
労働協約ケース(率)	72.4%

単純平均最賃	1,432円
加重平均最賃	1,406円
単純最低最賃	1,343円
差額	168円

2025年度適用労働者数	15,090
(労働者数1/3)	5,030

2026年度適用労働者数	14,012
(労働者数1/3)	4,671

2025年特定最賃	1,175円
-----------	--------

はん用

2026年度 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正申出組合

No.	分類	構成組織名	労働組合名	労働者数	委任	決議	協定	最賃額	備考
1	2711	電機連合		491	○	○	◎	1,461円	
2	253	電機連合		982	○	○	◎	1,451円	
3	2531	基幹労連		712	○	○	◎	1,430円	
4	259	電機連合		3,291	○	○	◎	1,401円	
5	259	自動車総連		4,410	○	○	◎	1,300円	
6	253	JAM		2,113	○	○	◎	1,291円	
7	2533	自動車総連		156	○	○	◎	1,282円	
8	2599	自動車総連		1,273	○	○	◎	1,269円	
9	253	自動車総連		13,159	○	○	◎	1,229円	
10	2533	JAM		300	○	○	◎	1,220円	
11	252	自動車総連		335	○	○	◎	1,205円	
12	253	自動車総連		74	○	○	◎	1,203円	
13	2596	自動車総連		88	○	○	◎	1,197円	
14	253	JAM		726	○	○	◎	1,197円	
15	2596	自動車総連		305	○	○			
16	2641	JAM		45	○	○			
17	264	JAM		473	○	○			
18	264	JAM		1,683	○				
19	266	JAM		226	○				
20	264	JAM		117	○				
合 計			20事業所	30,959	20	17	14		

2024年度協定労働者数	29,067
2025年度協定労働者数	27,543
労働協約ケース(数)	15組合
労働協約ケース(率)	28.6%

2025年度協定労働者数	27,543
2026年度協定労働者数	28,110
労働協約ケース(数)	14組合
労働協約ケース(率)	30.3%

単純平均最賃	1,295円
加重平均最賃	1,283円
単純最低最賃	1,197円
差額	57円

2025年度適用労働者数	96,180
(労働者数1/3)	32,060

2026年度適用労働者数	92,765
(労働者数1/3)	30,922

2025年特定最賃 1,140円 ※地賃適用

2026年度 電子部品・デバイス・電子回路、電機機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正申出組合

No.	分類	構成組織名	労働組合名	労働者数	委任	決議	協定	最賃額	備考
1	2922	自動車総連		2,135	○	○	◎	1,638円	
2	2939	電機連合		681	○	○	◎	1,457円	
3	292	電機連合		2,886	○	○	◎	1,451円	
4	3039	電機連合		669	○	○	◎	1,445円	
5	2999	電機連合		89	○	○	◎	1,445円	
6	2914	電機連合		256	○	○	◎	1,445円	
7	2929	電機連合		296	○	○	◎	1,445円	
8	292	電機連合		659	○	○	◎	1,444円	
9	2913	電機連合		53	○	○	◎	1,438円	
10	2932	基幹労連		880	○	○	◎	1,425円	
11	2913	電機連合		563	○	○	◎	1,410円	
12	2932	電機連合		750	○	○	◎	1,404円	
13	293	電機連合		105	○	○	◎	1,382円	
14	2999	自動車総連		2,313	○	○	◎	1,318円	
15	299	自動車総連		16,940	○	○	◎	1,290円	
16	2913	電機連合		161	○	○	◎	1,267円	
17	293	電機連合		555	○	○	◎	1,216円	
合 計			17事業所	29,991	17	17	17		

2024年度協定労働者数	33,955
2025年度協定労働者数	34,713
労働協約ケース(数)	18組合
労働協約ケース(率)	47.7%

2025年度協定労働者数	34,713
2026年度協定労働者数	29,991
労働協約ケース(数)	17組合
労働協約ケース(率)	38.0%

単純平均最賃	1,407円
加重平均最賃	1,355円
単純最低最賃	1,216円
差額	76円

2025年度適用労働者数	72,710
(労働者数1/3)	24,237

2026年度適用労働者数	78,826
(労働者数1/3)	26,275

2025年特定最賃 1,140円 ※地賃適用

2026年度 輸送用機械器具製造業 最低賃金の改正申出組合

No.	分類	構成組織名	労働組合名	労働者数	委任	決議	協定	最賃額	備考
1	3113	基幹労連		292	○	○	◎	1,506円	
2	3141	基幹労連		7,731	○	○	◎	1,425円	
3	3113	自動車総連		1,945	○	○	◎	1,343円	
4	3113	自動車総連		1,743	○	○	◎	1,320円	
5	3113	自動車総連		325	○	○	◎	1,319円	
6	311	自動車総連		5,374	○	○	◎	1,314円	
7	311	自動車総連		480	○	○	◎	1,296円	
8	311	自動車総連		9,717	○	○	◎	1,290円	
9	3113	自動車総連		970	○	○	◎	1,289円	
10	311	自動車総連		64	○	○	◎	1,264円	
11	3111	自動車総連		68,755	○	○	◎	1,260円	
12	3113	自動車総連		875	○	○	◎	1,258円	
13	311	自動車総連		488	○	○	◎	1,256円	
14	3113	自動車総連		1,129	○	○	◎	1,250円	
15	311	自動車総連		620	○	○	◎	1,250円	
16	311	自動車総連		265	○	○	◎	1,250円	
17	3113	自動車総連		560	○	○	◎	1,250円	
18	311	自動車総連		8,064	○	○	◎	1,247円	
19	3113	自動車総連		337	○	○	◎	1,240円	
20	3113	自動車総連		3,679	○	○	◎	1,236円	
21	311	自動車総連		861	○	○	◎	1,231円	
22	311	自動車総連		1,497	○	○	◎	1,230円	
23	311	自動車総連		1,360	○	○	◎	1,230円	
24	311	自動車総連		100	○	○	◎	1,230円	
25	311	自動車総連		280	○	○	◎	1,230円	
26	311	自動車総連		1,169	○	○	◎	1,230円	
27	311	自動車総連		571	○	○	◎	1,230円	
28	3113	自動車総連		1,127	○	○	◎	1,229円	
29	311	自動車総連		713	○	○	◎	1,229円	
30	311	自動車総連		355	○	○	◎	1,229円	
31	3113	自動車総連		1,645	○	○	◎	1,229円	
32	3113	自動車総連		1,862	○	○	◎	1,229円	
33	311	自動車総連		37,510	○	○	◎	1,229円	
34	311	自動車総連		1,014	○	○	◎	1,229円	
35	3113	自動車総連		1,066	○	○	◎	1,229円	

輸送用

2026年度 輸送用機械器具製造業 最低賃金の改正申出組合

No.	分類	構成組織名	労働組合名	労働者数	委任	決議	協定	最賃額	備考
36	311	自動車総連		650	○	○	◎	1,229円	
37	311	自動車総連		1,253	○	○	◎	1,226円	
38	3113	自動車総連		457	○	○	◎	1,226円	
39	3113	自動車総連		4,399	○	○	◎	1,220円	
40	3112	自動車総連		5,969	○	○	◎	1,220円	
41	311	自動車総連		92	○	○	◎	1,217円	
42	311	自動車総連		248	○	○	◎	1,216円	
43	3113	自動車総連		1,484	○	○	◎	1,215円	
44	311	自動車総連		709	○	○	◎	1,215円	
45	311	自動車総連		1,004	○	○			
46	3113	自動車総連		122	○	○			
47	3113	自動車総連		2,291	○	○			
48	3113	自動車総連		821	○	○			
49	311	自動車総連		1,050	○	○			
50	311	自動車総連		164	○	○			
51	3113	自動車総連		520	○	○			
52	311	自動車総連		270	○	○			
53	3113	自動車総連		1,823	○	○			
54	311	自動車総連		462	○	○			
55	311	自動車総連		944	○	○			
56	3113	自動車総連		1,080	○	○			
合 計			56事業所	190,355	56	56	44		

2024年度協定労働者数	162,113	2025年度協定労働者数	162,113	単純平均最賃	1,257円
2025年度協定労働者数	192,738	2026年度協定労働者数	179,804	加重平均最賃	1,259円
労働協約ケース(数)	56組合	労働協約ケース(数)	44組合	単純最低最賃	1,215円
労働協約ケース(率)	71.6%	労働協約ケース(率)	67.8%	差額	69円

2025年度適用労働者数	269,270	2026年度適用労働者数	265,178	2025年特定最賃	1,146円
(労働者数1/3)	89,757	(労働者数1/3)	88,393		

2026年度 計量器・測定器・分析機器・試験機、
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 最低賃金の改正申出組合

No.	分類	構成組織名	労働組合名	労働者数	委任	決議	協定	最賃額	備考
1	2734	JAM		919	○	○	◎	1,141円	
合 計			1事業所	919	1	1	1		

2024年度協定労働者数	923
2025年度協定労働者数	923
労働協約ケース(数)	1組合
労働協約ケース(率)	30.1%

2025年度協定労働者数	923
2026年度協定労働者数	919
労働協約ケース(数)	1組合
労働協約ケース(率)	29.1%

単純平均最賃	1,141円
加重平均最賃	1,141円
単純最低最賃	1,141円
差額	1円

2025年度適用労働者数	3,070
(労働者数1/3)	1,023

2026年度適用労働者数	3,154
(労働者数1/3)	1,051

2025年特定最賃 1,140円 ※地賃適用

2026年度 自動車(新車)、自動車、小売業 最低賃金の改正申出組合

No.	分類	構成組織名	労働組合名	労働者数	委任	決議	協定	最賃額	備考
1	5911	自動車総連		639	○	○	◎	1,355円	
2	5911	自動車総連		498	○	○	◎	1,355円	
3	5911	自動車総連		1,122	○	○	◎	1,356円	
4	5911	自動車総連		867	○	○	◎	1,327円	
5	5911	自動車総連		1,436	○	○	◎	1,225円	
6	5911	自動車総連		3,602	○	○	◎	1,201円	
7	5913	自動車総連		185	○	○			
8	5911	自動車総連		99	○	○			
9	5911	自動車総連		233	○	○			
10	5911	自動車総連		1,166	○	○			
11	5911	自動車総連		728	○	○			
合 計			11事業所	10,575	11	11	6		

2024年度協定労働者数	8,712
2025年度協定労働者数	12,048
労働協約ケース(数)	12組合
労働協約ケース(率)	69.0%

2025年度協定労働者数	8,712
2026年度協定労働者数	8,164
労働協約ケース(数)	6組合
労働協約ケース(率)	48.5%

単純平均最賃	1,303円
加重平均最賃	1,261円
単純最低最賃	1,201円
差額	61円

2025年度適用労働者数	17,470
(労働者数1/3)	5,823

2026年度適用労働者数	16,835
(労働者数1/3)	5,612

2025年特定最賃 1,140円 ※地賃適用

最低賃金引上状況と特定最低賃金改正申出業種における協約組合数等の推移

区分		H29 年度	H30 年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
愛知県最低賃金（円）		845	871	898	926	927	955	986	1,027	1,077	1,140
製鉄業、 製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	事業場数	98	78	49	49	49	49	58	64	65	63
	労働者数（人）	14,020	13,400	12,730	14,190	12,540	12,830	13,120	12,850	15,090	14,012
	協約組合数	11	11	12	10	10	10	9	10	9	9
	協約による最低額（円）	977	972	1,000	1,044	1,044	1,037	1,098	1,130	1,268	1,343
	申出時の最賃額（円）	926	941	957	975	976	996	1,018	1,059	1,111	1,175
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	事業場数	5,096	4,397	4,733	4,733	4,721	4,721	4,937	4,660	4,902	4,873
	労働者数（人）	87,140	81,740	83,760	84,140	87,720	85,660	89,170	86,540	96,180	92,765
	協約組合数	17	16	17	17	17	18	15	11	15	14
	協約による最低額（円）	933	957	980	980	980	1,000	1,037	1,079	1,080	1,197
	申出時の最賃額（円）	896	911	928	947	948	968	(986)	(1,027)	(1,077)	(1,140)
電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	事業場数	1,434	1,455	1,339	1,339	1,336	1,336	1,455	1,395	1,522	1,513
	労働者数（人）	68,750	73,960	58,660	56,860	58,910	59,140	63,830	69,650	72,710	78,826
	協約組合数	17	20	19	19	18	20	17	18	17	17
	協約による最低額（円）	950	950	970	980	980	1,008	1,063	1,125	1,171	1,216
	申出時の最賃額（円）	867	883	901	(926)	(927)	(955)	(986)	(1,027)	(1,077)	(1,140)
輸送用機械器具製造業	事業場数	2,337	2,194	2,517	2,517	2,511	2,511	2,537	2,329	2,547	2,565
	労働者数（人）	265,570	266,750	276,530	276,030	275,530	275,780	282,850	267,000	269,270	265,178
	協約組合数	37	27	37	43	46	39	42	28	38	44
	協約による最低額（円）	950	954	967	980	980	1,008	1,028	1,100	1,160	1,215
	申出時の最賃額（円）	904	919	936	955	957	976	997	1,028	1,081	1,146
計量器・測定器・分析機 器・試験機、光学機械 器具・レンズ、時計・同 部分品製造業	事業場数	178	150	127	127	127	127	136	142	153	146
	労働者数（人）	3,570	3,430	2,870	2,840	2,920	2,940	3,480	2,660	3,070	3,154
	協約組合数	1	1	1	1	1	1	—	—	—	1
	協約による最低額（円）	890	926	950	959	959	990	—	—	—	1,141
	申出時の最賃額（円）	856	875	(898)	(926)	(927)	(955)	—	—	—	(1,140)
自動車(新車)小売業	事業場数	2,042	1,663	1,819	1,819	1,868	1,872	1,799	1,674	1,359	1,321
	労働者数（人）	20,810	18,650	16,910	17,030	19,090	19,610	18,960	18,440	17,470	16,835
	協約組合数	14	10	11	12	12	10	6	9	9	6
	協約による最低額（円）	939	970	961	994	1,013	1,028	1,052	1,084	1,141	1,201
	申出時の最賃額（円）	888	904	921	941	943	(955)	(986)	(1,027)	(1,077)	(1,140)

* 「事業場数」及び「労働者数」については、各年度の最低賃金決定要覧より転記。

最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和7年度版

単位：時間額、引上額（円）

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	時間額 （発効日）	引上額 （引上率）	時間額 （発効日）	引上額 （引上率）	時間額 （発効日）	引上額 （引上率）	時間額 （発効日）	引上額 （引上率）	時間額 （発効日）	引上額 （引上率）	時間額 （発効日）	引上額 （引上率）	時間額 （発効日）	引上額 （引上率）	時間額 （発効予定日）	引上額 （引上率）	時間額 （発効予定日）	引上額 （引上率）	時間額 （発効予定日）	引上額 （引上率）	時間額 （発効予定日）	引上額 （引上率）
愛知県最低賃金	820 (H2710.1)	20 (2.50)	845 (H2810.1)	25 (3.05)	871 (H29.10.1)	26 (3.08)	898 (H30.10.1)	27 (3.10)	926 (R1.10.1)	28 (3.12)	927 (R2.10.1)	1 (0.11)	955 (R3.10.1)	28 (3.02)	986 (R4.10.1)	31 (3.25)	1,027 (R5.10.1)	41 (4.16)	1,077 (R6.10.1)	50 (4.87)	1,140 (R7.10.18)	63 (5.85)
目 安 額（円） 〔引上率（％）〕	19 (2.38)		25 (3.05)		26 (3.08)		27 (3.10)		28 (3.12)		示されず [※]		28 (3.02)		31 (3.25)		41 (4.16)		50 (4.87)		63 (5.85)	
改定状況調査による 賃金上昇率（％）	0.8		1.3		1.4		1.4		1.3		1.2		0.4		1.5		2.1		2.3		2.5	

区 分		時間額 （地賃比）	引上額 （引上率）	時間額 （地賃比）	引上額 （引上率）	時間額 （地賃比）	引上額 （引上率）	時間額 （地賃比）	引上額 （引上率）	時間額 （地賃比）	引上額 （引上率）	時間額 （地賃比）	引上額 （引上率）	時間額 （地賃比）	引上額 （引上率）	時間額 （地賃比）	引上額 （引上率）	時間額 （地賃比）	引上額 （引上率）	時間額 （地賃比）	引上額 （引上率）	時間額 （地賃比）	引上額 （引上率）
特 定 最 低 賃 金	染 色 整 理 業	732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)	
	鉄 鋼 業	912 (111.2)	13 (1.45)	926 (109.6)	14 (1.54)	941 (108.0)	15 (1.62)	957 (106.6)	16 (1.70)	975 (105.3)	18 (1.88)	976 (105.3)	1 (0.10)	996 (104.3)	20 (2.05)	1,018 (103.2)	22 (2.21)	1,059 (103.1)	41 (4.03)	1,111 (103.2)	52 (4.91)	1,175 (103.1)	64 (5.76)
	はん用機械器具 製 造 業	882 (107.6)	12 (1.38)	896 (106.0)	14 (1.59)	911 (104.6)	15 (1.67)	928 (103.3)	17 (1.87)	947 (102.3)	19 (2.05)	948 (102.3)	1 (0.11)	968 (101.4)	20 (2.11)	968 (R3.12.16)		968 (R3.12.16)		968 (R3.12.16)		968 (R3.12.16)	
	精密機械器具 製 造 業	841 (102.6)	14 (1.69)	856 (101.3)	15 (1.78)	875 (100.5)	19 (2.22)	875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)	
	電気機械器具 製 造 業	852 (103.9)	15 (1.79)	867 (102.6)	15 (1.76)	883 (101.4)	16 (1.85)	901 (100.3)	18 (2.04)	901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)	
	輸送用機械器具 製 造 業	890 (108.5)	13 (1.48)	904 (107.0)	14 (1.57)	919 (105.5)	15 (1.66)	936 (104.2)	17 (1.85)	955 (103.1)	19 (2.03)	957 (103.2)	2 (0.21)	976 (102.2)	19 (1.99)	997 (101.1)	21 (2.15)	1,028 (100.1)	31 (3.11)	1,081 (100.4)	53 (5.16)	1,146 (100.5)	65 (6.01)
	自動車（新車） 小 売 業	873 (106.5)	14 (1.63)	888 (105.1)	15 (1.72)	904 (103.8)	16 (1.80)	921 (102.6)	17 (1.88)	941 (101.6)	20 (2.17)	943 (101.7)	2 (2.17)	943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)	
	各種商品小売業	823 (100.4)	13 (1.60)	847 (100.2)	24 (2.92)	847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)	
	自動車（新車）・ 同 部 品 小 売 業	800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)	
発 効 日※		(H27.12.16)		(H28.12.16)		(H29.12.16)		(H30.12.16)		(R1.12.16)		(R2.12.16)		(R3.12.16)		(R4.12.16)		(R5.12.16)		(R6.12.16)		(R7.12.16)	

注）網掛け箇所は当該年度での金額改正が行われなかったもの（カッコ内は発効日）

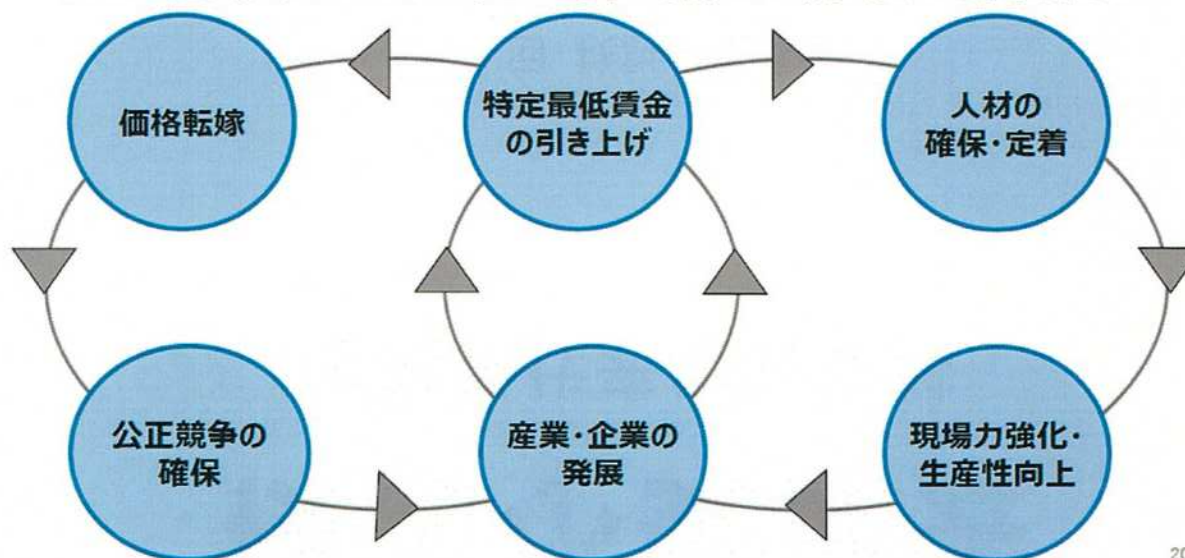
検討小委員会

労働者代表委員資料

第1回 検討小委員会
2026年7月21日

1. 特定（産業別）最低賃金の意義と役割

特定最低賃金を活用し、金属産業の持続的な発展を促す



20

	最低賃金法の目的	産業における役割
労働者にとって	労働者の生活の安定	労働組合のない中小企業や非正規雇用で働く労働者の賃金を底上げし、 産業内の賃金格差を是正する
使用者にとって	労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保	入り口賃金の優位性を確保し、 産業の魅力を高め、人材の確保・定着につなげる
日本経済・産業にとって	国民経済の健全な発展に寄与する	産業にふさわしい最低賃金によって 公正競争を確保し、産業の健全な発展を促す

2. 特定（産業別）最低賃金の申出状況

<2026年(令和8年)度 特定(産業別)最低賃金改正申出状況>

業種	①適用労働者数	②申出労働者数	②/①(比率)	協定最低額	現行地賃との差
鉄鋼	14,012名	10,148名	72.4%	1,343円	+168円
はん用	92,765名	28,110名	30.3%	1,197円	+57円
電気	78,826名	29,991名	38.0%	1,216円	+76円
輸送用	265,178名	179,804名	67.8%	1,215円	+69円
精密	3,154名	919名	29.1%	1,141円	+1円
自動車小売	16,835名	8,164名	48.5%	1,201円	+61円

- 業種によって比率は違うものの、申出労働者数は地域別最低賃金を上回った協定書が結ばれている。
- 当該労使が合意した企業内最低賃金協定（労働協約）をもとにして申出したもの。

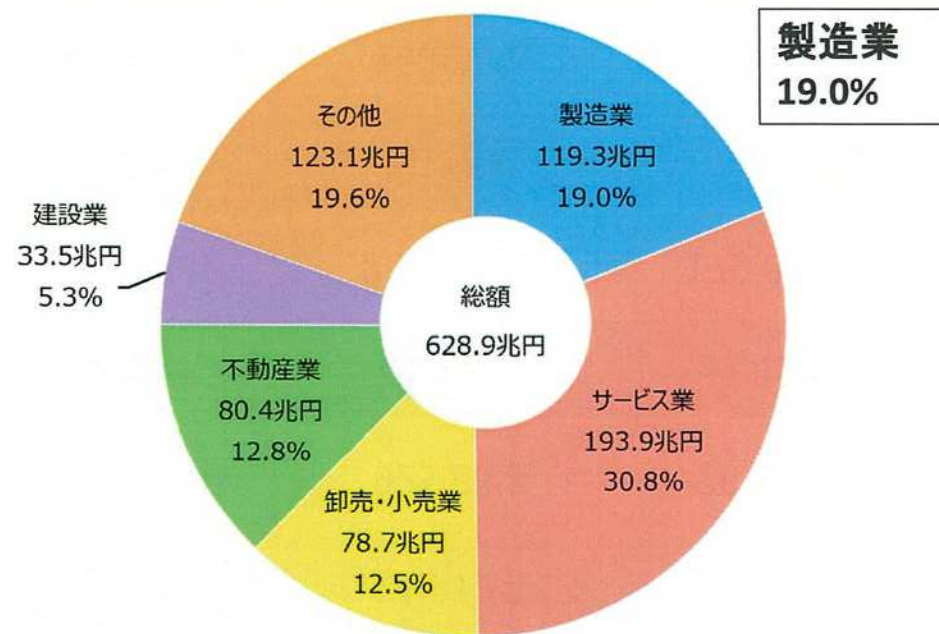


産業を取り巻く情勢や課題を熟知している当該産業の労使の意思を尊重した審議を求める。

★自動車(新車)小売7/21、電気機械器具⇒7/30にて参考人意見陳述を予定

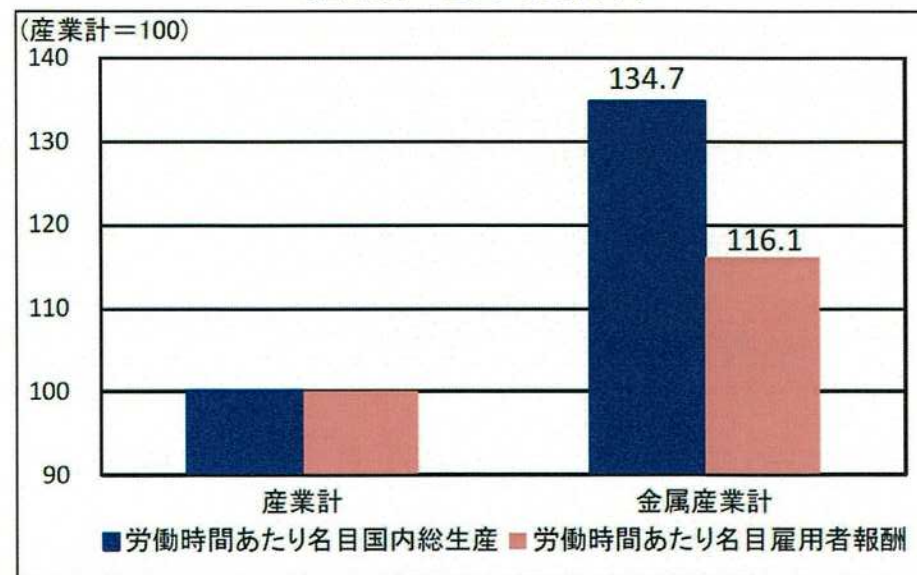
3. 金属産業を取り巻く状況

経済活動別国内総生産（名目）（2024年時点）



資料出所：2026年版ものづくり白書

金属産業の生産性と人件費水準
（産業計 = 100・2024年）

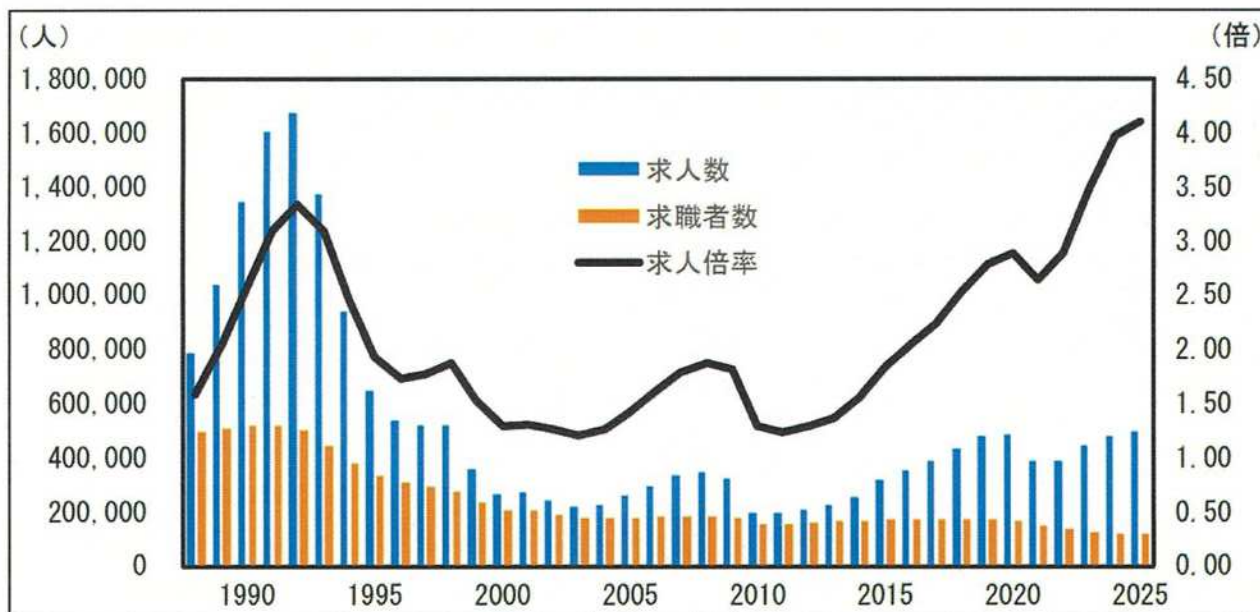


資料出所：内閣府「国民経済計算」より金属労協で作成。

- 経済活動別国内総生産（GDP）において、製造業は全産業の19.0%を占め、日本経済を支える中心的な産業。
- 金属産業の生産性は産業計を上回るが、付加価値に見合った人件費水準となっていない。

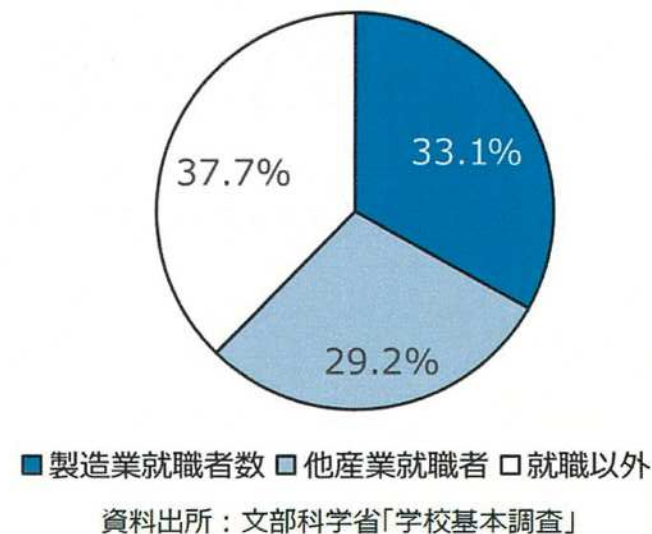
4. 金属産業の雇用状況について

高卒新卒者の求人・求職状況の推移



資料出所：厚生労働省「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職状況」

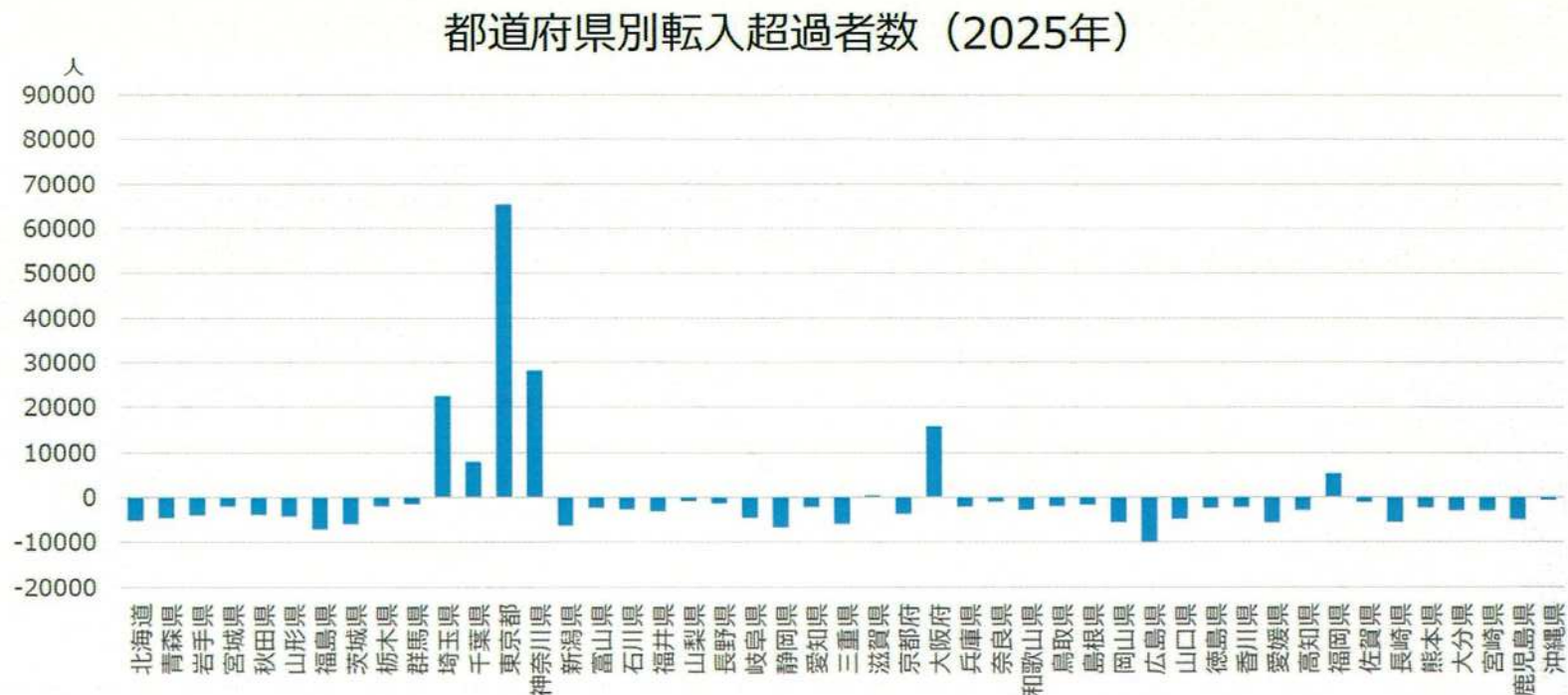
工業科卒業生の就職状況



- 高校卒業者への求人数は増加傾向にあるが、求職者数は長期的に減少傾向にあることから、**高校卒業者の採用が極めて困難**になっている。
- 2023年度の工業科卒業した高校生のうち就職者は62.3%となっている。就職者のうち**製造業に就職する者は33.1%**となり、卒業生の3分の1にとどまっている。

5. 金属産業の雇用状況について

<都道府県別転入・転出状況>



『住民基本台帳人口移動報告』より

- 都道府県別で転入超過となっているのは、東京都・神奈川県・埼玉県・大阪府・千葉県・福岡県・山梨県など7都道府県。首都圏に集中している。
- 東京圏は135,843人の転入超過（前年比9,328人増）。

6. 中小企業の景況

<愛知県 2026年4月～6月中小企業景況調査>

業況判断D. I.

業種	2025 4-6	2025 7-9	2025 10-12	2026 1-3	2026 4-6(今期)	2026 7-9(来期)
全産業	△ 28.2	△ 27.7	△ 25.9	△ 22.8	↘ △ 33.0	↘ △ 34.8
製造業	△ 26.1	△ 26.9	△ 24.3	△ 21.3	↘ △ 36.2	↗ △ 34.6
食料品	8.3	△ 7.0	11.5	△ 3.7	↘ △ 25.0	↘ △ 45.8
繊維工業	△ 32.8	△ 37.7	△ 44.4	△ 43.1	↘ △ 43.5	↘ △ 50.0
木材・木製品	△ 28.6	△ 25.6	△ 33.3	△ 27.3	↘ △ 50.0	↘ △ 55.9
家具・装備品	△ 50.0	△ 27.3	△ 60.0	△ 50.0	↗ △ 41.7	↘ △ 58.3
紙・加工品	△ 35.3	△ 26.7	△ 13.8	△ 15.4	↘ △ 21.4	↗ △ 17.9
印刷	△ 47.8	△ 52.2	△ 46.2	△ 23.8	↘ △ 60.0	↘ △ 69.2
化学・ゴム	△ 13.6	△ 21.3	△ 14.3	△ 17.0	↘ △ 22.5	↘ △ 37.5
窯業・土石	△ 29.4	△ 26.0	△ 28.3	△ 34.9	↘ △ 48.9	↗ △ 31.1
鉄鋼・非鉄	△ 37.1	△ 56.8	△ 31.7	△ 35.5	↘ △ 53.3	↗ △ 50.0
金属製品	△ 37.8	△ 28.9	△ 23.7	△ 22.8	↘ △ 31.9	↗ △ 30.1
一般・精密機器	△ 18.4	△ 19.2	△ 24.0	△ 10.6	↘ △ 26.9	↗ △ 19.2
電気機器	△ 36.6	△ 35.7	△ 35.0	△ 31.6	↗ △ 30.8	↗ △ 7.7
輸送機器	△ 14.3	△ 11.7	△ 13.0	2.9	↘ △ 33.8	↗ △ 18.8
卸・小売業	△ 39.5	△ 39.1	△ 40.1	△ 32.1	↘ △ 34.1	↘ △ 40.3
卸売業	△ 32.9	△ 38.5	△ 30.2	△ 23.4	↘ △ 26.9	↘ △ 35.6
小売業	△ 48.2	△ 40.0	△ 53.7	△ 44.6	↗ △ 41.8	↘ △ 45.5
建設業	△ 20.3	△ 13.3	△ 12.3	△ 13.6	↘ △ 31.9	↘ △ 33.3
建築業	△ 39.5	△ 22.2	△ 8.3	△ 21.2	↘ △ 39.5	↘ △ 41.9
土木業	7.7	0.0	△ 17.2	△ 3.8	↘ △ 19.2	↘ △ 19.2
サービス業	△ 18.3	△ 13.9	△ 9.7	△ 13.7	↗ △ 11.3	↘ △ 21.9
物品賃貸業	△ 23.8	△ 14.3	△ 10.8	△ 12.1	↘ △ 16.1	↘ △ 29.0
情報サービス業	△ 15.4	△ 20.0	△ 13.0	△ 12.0	↗ △ 9.8	↘ △ 22.0
広告業	△ 10.0	18.2	8.3	△ 25.0	↗ △ 7.1	↘ △ 14.3

愛知県
『中小企業景況調査』より

●愛知県内の金属産業に関連する中小企業においては、業況判断D.Iで前期実績を下回っているが、来期は改善する見通し

7. 価格転嫁の状況

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 上位の製造業系の業種は、転嫁率が数ポイントずつ上昇し、改善傾向にあるものの、下位のトラック運送業、廃棄物処理、農業・林業などは、昨年9月時点とほぼ横ばいの結果となっている。

2026年3月		コスト増に対する転嫁率		各業種別の転嫁率		
全体		↑ 54.2% (53.5%)	↑ 55.7% (55.0%)	↓ 48.9% (48.9%)	↑ 50.0% (50.0%)	
業 種 別	1位 化学	↓ 65.9% (66.7%)	↑ 69.7% (69.6%)	↓ 62.4% (62.5%)	↓ 60.0% (60.6%)	
	2位 電機・情報通信機器	↑ 63.6% (60.6%)	↑ 67.7% (64.5%)	↑ 56.5% (54.9%)	↑ 56.9% (56.0%)	
	3位 造船	↑ 62.4% (59.4%)	↑ 64.9% (63.9%)	↑ 57.0% (55.1%)	↑ 56.9% (54.1%)	
	4位 飲食サービス	↑ 62.0% (57.2%)	↑ 62.7% (60.7%)	↑ 52.2% (48.4%)	↑ 53.0% (48.5%)	
	5位 機械製造	↑ 61.4% (59.4%)	↑ 65.7% (64.8%)	↑ 56.5% (55.2%)	↑ 56.4% (54.5%)	
	6位 自動車・自動車部品	↑ 61.2% (58.9%)	↑ 67.8% (64.9%)	↑ 59.4% (56.0%)	↑ 58.1% (56.1%)	
	7位 食品製造	↑ 59.5% (59.3%)	↑ 61.9% (60.2%)	↑ 53.2% (53.1%)	↓ 52.6% (53.2%)	
	8位 製薬	↑↑↑ 57.2% (46.7%)	↑↑↑ 57.6% (50.8%)	↑↑↑ 52.6% (46.0%)	↑↑↑ 51.1% (42.6%)	
	9位 情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 56.7% (50.9%)	↑↑ 51.3% (46.1%)	↑↑ 49.4% (43.2%)	↑↑ 56.4% (51.3%)	
	10位 鉱業・採石・砂利採取	↑ 56.5% (52.9%)	↑ 56.3% (52.2%)	↑ 52.1% (48.6%)	↑↑ 54.8% (47.7%)	
	11位 金融・保険	↑ 56.5% (56.2%)	↓ 54.4% (58.6%)	↓ 49.2% (54.0%)	↓ 54.5% (56.0%)	
	12位 電気・ガス・熱供給・水道	↑ 56.2% (52.7%)	↑ 57.6% (53.2%)	↑ 52.2% (49.3%)	↑ 53.4% (50.5%)	
	13位 金属	↑ 55.1% (54.2%)	↑ 59.6% (58.5%)	↑ 49.5% (49.4%)	↑ 49.3% (48.9%)	
	14位 石油製品・石炭製品製造	↑ 54.7% (50.0%)	↑↑ 61.5% (55.6%)	↑ 48.7% (44.9%)	↑ 49.1% (44.6%)	
	15位 卸売	↑ 54.6% (54.1%)	↑ 55.7% (55.7%)	↓ 47.8% (49.4%)	↓ 47.2% (48.6%)	
	16位 小売	↑ 54.3% (54.0%)	↑ 56.0% (55.7%)	↑ 48.7% (48.3%)	↓ 47.3% (48.0%)	
	17位 紙・紙加工	↑ 53.4% (50.0%)	↑ 54.2% (53.2%)	↑ 47.5% (45.5%)	↑ 47.6% (44.7%)	
	18位 建設	↓ 53.0% (53.2%)	↓ 53.9% (53.9%)	↓ 48.5% (49.8%)	↓ 50.5% (51.6%)	
	19位 不動産業・物品賃貸業	↑ 52.9% (51.7%)	↑ 51.9% (51.3%)	↓ 47.1% (47.2%)	↑ 50.2% (48.3%)	
	20位 運輸・郵便(トラック運送除く)	↑ 52.8% (52.4%)	↓ 49.4% (49.9%)	↑ 48.1% (45.8%)	↑ 49.2% (48.9%)	
	21位 印刷	↑ 51.7% (49.9%)	↑ 52.3% (49.8%)	↑ 44.0% (42.7%)	↓ 42.0% (44.0%)	
	22位 警備	— 50.5% —	— 42.0% —	— 38.6% —	— 49.7% —	
	23位 繊維	↑ 50.2% (48.1%)	↑ 52.6% (51.6%)	↑ 44.8% (44.6%)	↑ 44.8% (44.8%)	
	24位 生活関連サービス	↑ 49.3% (48.9%)	↓ 48.1% (49.8%)	↑ 43.0% (42.3%)	↑ 44.8% (44.2%)	
	25位 建材・住宅設備	↑ 48.9% (47.2%)	↑ 51.7% (48.9%)	↑ 42.7% (40.9%)	↑ 42.5% (41.6%)	
	26位 通信	↑ 48.1% (46.6%)	↑ 46.6% (46.6%)	↓ 41.8% (43.4%)	↑ 47.6% (45.9%)	
	27位 広告	↑ 44.0% (43.4%)	↑ 43.9% (43.6%)	↓ 35.2% (33.5%)	↓ 42.2% (42.8%)	
	28位 農業・林業	↑ 42.4% (42.3%)	↑ 43.3% (41.9%)	↑ 38.9% (38.7%)	↑ 38.3% (38.1%)	
	29位 廃棄物処理	↑ 42.0% (41.1%)	↑ 40.4% (38.0%)	↑ 39.5% (36.0%)	↑ 37.8% (34.9%)	
	30位 放送コンテンツ	↑ 41.4% (40.1%)	↓ 38.3% (41.6%)	↓ 33.0% (34.2%)	↑ 37.9% (37.7%)	
	31位 ビルメンテナンス	— 40.2% —	— 36.0% —	— 34.2% —	— 39.9% —	
	32位 トラック運送	↓ 34.5% (34.7%)	↓ 31.0% (31.3%)	↑ 31.4% (30.4%)	↑ 31.3% (31.0%)	
	— その他	— —	— —	— —	— —	

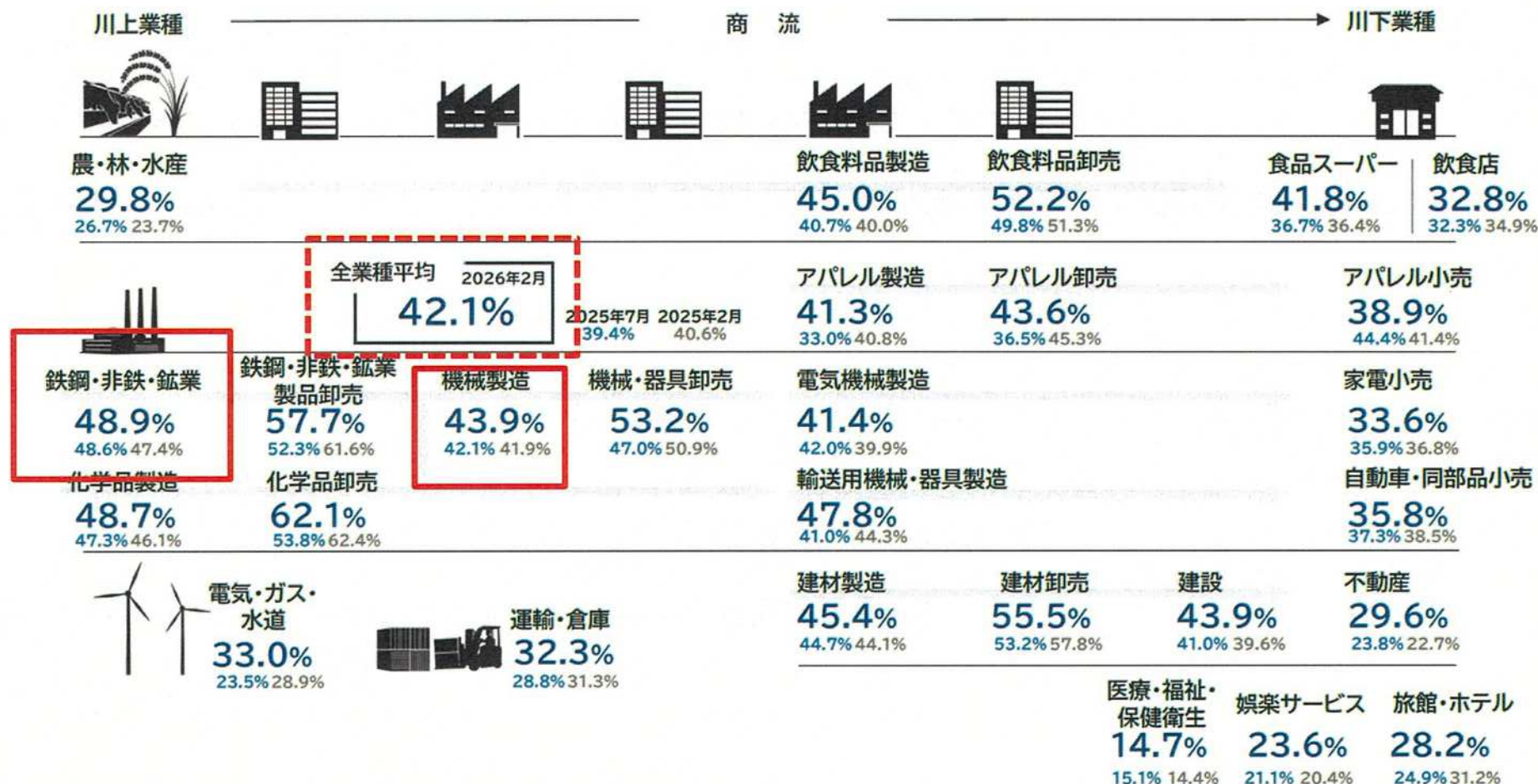
※2025年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑/↓: ~4ポイント上昇/下落、↑↑/↓↓: 5~9ポイント上昇/下落、↑↑↑/↓↓↓: 10ポイント以上上昇/下落
※ () 内は前回の転嫁率を示す。

経済産業省
『価格交渉促進月間(2026年3月)
フォローアップ調査結果』より

●自動車業界の価格転嫁は、前回比2.3ポイント上昇

8. 価格転嫁の状況

出所：帝国データバンク「価格転嫁に関する実態調査（2026年2月）」



●鉄鋼、はん用・機械器具製造においても価格転嫁は、全業種平均を上回る

9. 鉄鋼産業の現状と今後

<鉄鋼産業を取り巻く状況>

●製造品出荷数は、**愛知県が全国1位。**

●**鉄鋼需要2026年度上期見通しは 前年同期から微増を見込む。**

- ・建設業は、建築部門の伸び悩みが当面続くと見られているものの、土木部門においては前年度を上回る公共投資予算が組まれており、金額ベースで前年度を上回る見通し。
- ・造船部門は、現状建造能力のほぼ上限一杯での生産が続いていると見られており、前年横ばいを見込む。
- ・自動車部門は、内外の需要環境に大きな変化は見られないという想定の下、ほぼ前年並みを見込む。
- ・機械部門では、産業機械は横ばいを見込むも、電気機械は国内高級品主体に販売低迷が懸念されており、鋼材消費量は前年同期を下回る見通し。
- ・中東情勢が不透明な中、とりわけ自動車・機械については影響注視が必要。

<優秀な人材確保に向けて>

●**長期能力蓄積型産業として、人材の確保と定着を図ることで将来に亘って発展する産業である。**

労働力人口減少社会に突入しているなか、各企業では人材獲得競争が始まっている。

●とりわけ**金属産業は、近年、就職先として選ばれない傾向**となっている。

●愛知県は国内トップのものづくり県であるが、その多くを自動車産業が占める地域でもあり、鉄鋼業は**人材の確保が非常に困難な状況**。鉄鋼産業の魅力創出による優秀な人材の確保・定着は喫緊の課題。

9. 輸送用機器製造（自動車産業）の現状と今後

<自動車産業の立ち位置>

- ・ **経済活動別国内総生産(GDP)**で、全産業のうち**製造業は約2割を占め、輸送用機器の付加価値は製造業の18.4%を占める基幹産業**である。
(内閣府-経済社会総合研究所「2023年度国民経済計算」より)
- ・ 国内の全製造業の中で、**製造品出荷額等および付加価値額**において、**輸送用機器製造がトップ**の実績。
- ・ 輸送用機器製造業の中で、愛知県の**製造品出荷額：構成比41.2%、付加価値額：構成比42.4%で国1位**。
(経済産業省 2024 年経済構造実態調査二次集計結果より)

<自動車産業の今後と課題>

- ・ 自動車産業は地政学リスクの影響などコスト高騰の中でも、C N・電動化・知能化への転換を進めていく必要があり、**企業の競争力強化に向けて、これまで以上に生産性向上や人材育成、技能伝承が求められている**。加えて、自工会は個社単独では対応が困難な課題が複雑化していることから、**サプライチェーン全体での競争力向上など新7つの課題を掲げ、産業横断での取り組みを進めている**。
- ・ このように生産性向上や付加価値を生み出すのは人であり、裾野の広い**自動車産業全体で優秀な人材を確保し、産業の更なる発展を目指す必要がある**。
- ・ 近年、製造業全体が**就職先として選ばれない傾向へと変化**してきており、人材確保が極めて困難な状況にある。
- ・ 輸送用機器製造業は、**日本経済を牽引**してきており、また、高い付加価値額を生み出していることから**賃金においても優位性が示され、人材確保・定着、更には人材育成に繋げていくことが重要**である。

9. 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

＜産業を取り巻く状況と課題＞

愛知県における特定最低賃金は地域別最低賃金喉額の水準となっており、労働者にとって「生活の安心安定、精密機器業界で働く魅力」が確保されていない状況である。精密機器の特定最低賃金を設定している他府県では、愛知県の精密機器の特定最低賃金が地域別最低賃金と同額となった以降も産業の魅力を維持・向上させ続けている。

愛知県は日本有数の製造業の盛んな県である一方で、製造業のなかでも輸送機器や電気機器といった他産業に劣後し、精密分野における技能者不足、人材確保に大変苦慮している状況である。特定最賃の引き上げ、地域別最賃以上の魅力確保を進めることで産業の魅力を維持・向上させ技能者ならびに将来を担う人材の確保を推し進める必要がある。

	2025年				2024			
	地域別最賃	特定最賃（精密分野）	差額	比率	地域別最賃	特定最賃（精密分野）	差額	比率
岩手	¥1,031	¥1,052	21	102.0%	¥952	¥985	33	103.5%
福島	¥1,033	¥928	0	100.0%	¥955	¥928	0	100.0%
茨城	¥1,074	¥1,105	31	102.9%	¥1,005	¥1,052	47	104.7%
栃木	¥1,068	¥1,104	36	103.4%	¥1,004	¥1,056	52	105.2%
埼玉	¥1,141	¥1,177	36	103.2%	¥1,078	¥1,114	36	103.3%
千葉	¥1,140	¥887	0	100.0%	¥1,076	¥887	0	100.0%
長野	¥1,061	¥1,095	34	103.2%	¥998	¥1,032	34	103.4%
愛知	¥1,140	¥875	0	100.0%	¥1,077	¥875	0	100.0%
滋賀	¥1,080	¥1,105	25	102.3%	¥1,017	¥1,050	33	103.2%
兵庫	¥1,116	¥1,117	1	100.1%	¥1,052	¥1,053	1	100.1%

9. はん用・生産用・業務用機械製造業の現状と今後

<はん用・生産用・業務用機械製造業の現状>

- ・はん用機械製造、生産用機械製造、業務用機械製造それぞれの分野の出荷額でみると、愛知県は全国TOP 3に入る。

2023年 はん用機械器具製造業

	都道府県	製造品出荷額等
	全国計	1,169,868
1位	大阪府	163,729
2位	愛知県	128,579
3位	埼玉県	77,419
4位	兵庫県	64,848
5位	東京都	64,158

2023年 生産用機械器具製造業

	都道府県	製造品出荷額等
	全国計	3,120,650
1位	愛知県	363,552
2位	大阪府	336,655
3位	神奈川県	195,412
4位	埼玉県	188,463
5位	東京都	183,367

2023年 業務用機械器具製造業

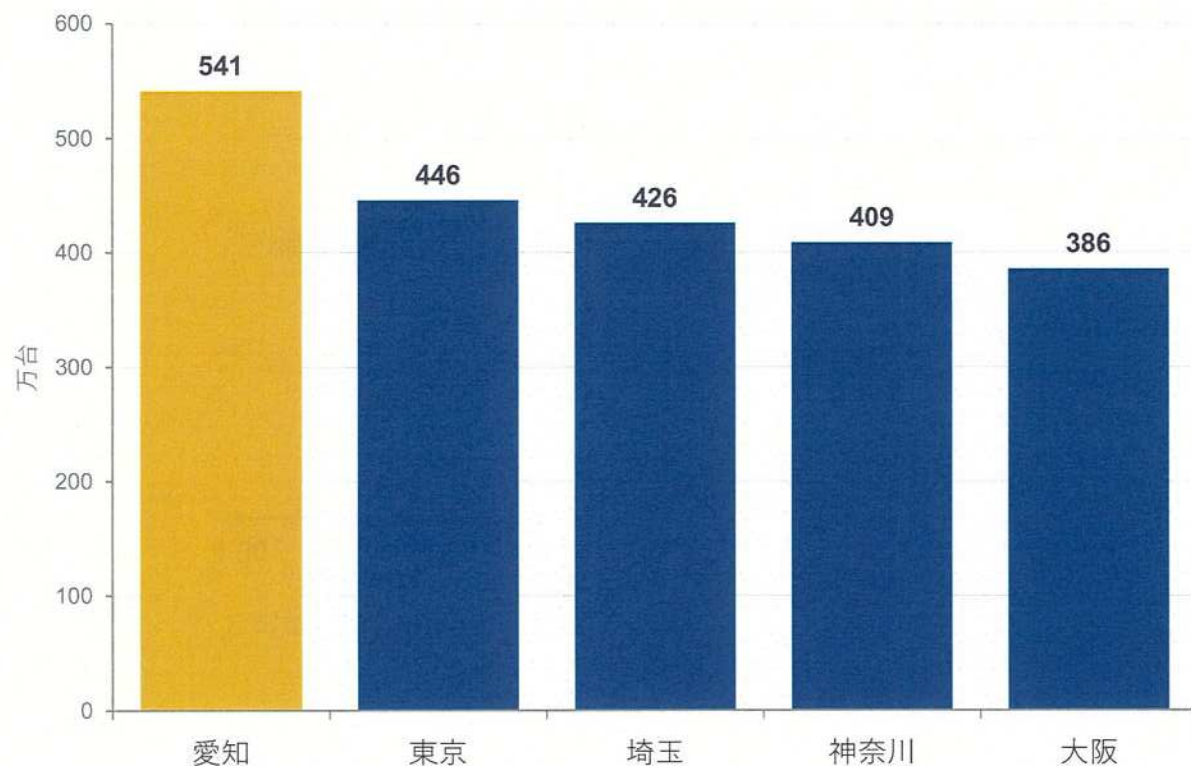
	都道府県	製造品出荷額等
	全国計	760,661
1位	群馬県	132,601
2位	東京都	97,926
3位	愛知県	71,971
4位	東京特別区	70,260
5位	大阪府	66,905

<はん用・生産用・業務用機械製造業の今後と課題>

- ・自動車産業の変革など、産業構造が大きく変わる中で、追従するためにも生産、製造を変えていく必要があり、優秀な人材を確保する必要があるが、中小小規模企業が多く集まらない。
賃金の全体底上げで魅力ある産業にしていける必要がある。
- ・価格交渉や公正な競争を確保するためにも、特定最低賃金の設定が重要。

現状と課題①

全国最大の整備需要 — 自動車保有台数ランキング



- 愛知県は23年連続で全国第1位
- 2位の東京都を95万台以上上回る規模
- 保有台数に比例し、整備需要も必然的に多くなる

**23年連続
全国第1位**

現状と課題②

深刻化する整備士不足 — 有効求人倍率の推移（全国）



5.28倍

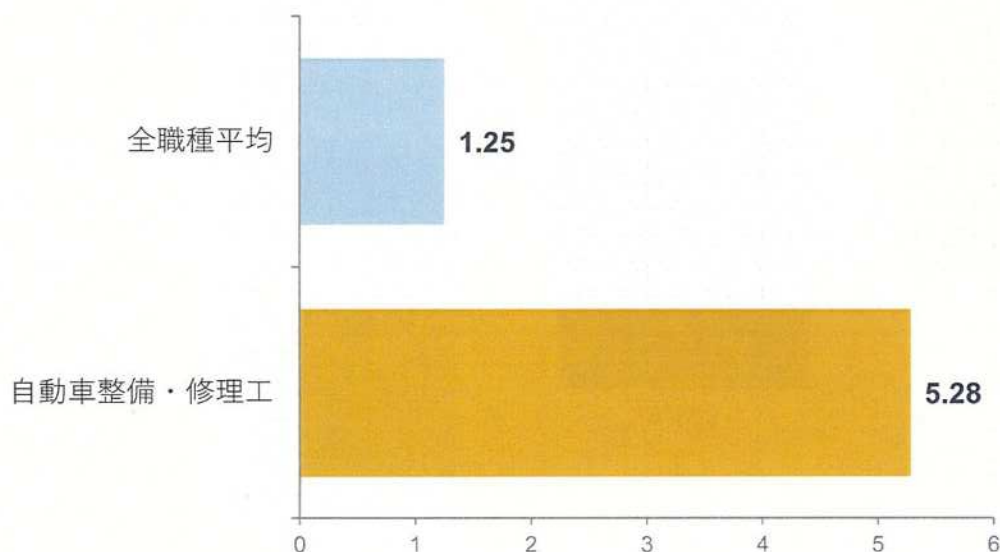
2024年度
全職種平均（1.25倍）の約4.2倍

2020年度の4.50倍から、5年連続で上昇。人手不足は一時的でなく構造的な傾向。

現状と課題②

求人倍率 全職種平均との比較、および愛知県内の実態

2024年度 有効求人倍率の比較（全国）



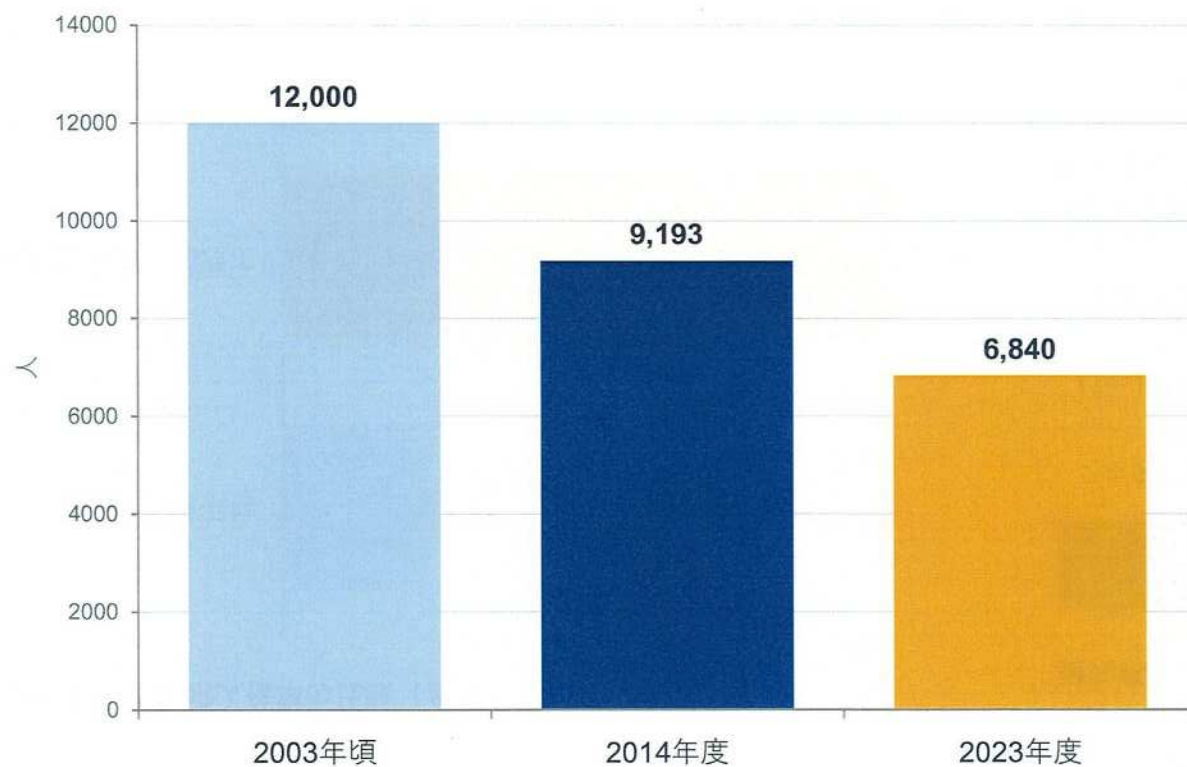
愛知県内：自動車整備・修理従事者の求人倍率（2024年度）

区分	新規求人数	新規求職者数	求人倍率
フルタイム・常用	5,257人	487人	10.79倍
パートタイム・常用	500人	76人	6.58倍

※ここでの倍率は「新規求人倍率」（当月の新規求人数÷新規求職者数）であり、全国値として引用した「有効求人倍率」（前月からの繰越を含む、より一般的な指標）とは算出方法が異なる
単純比較はできないが愛知県内でも同水準以上の人手不足感が公式統計に表れている

現状と課題②

深刻化する整備士不足 — 自動車整備学校入学者数の推移



約20年でほぼ半減

2003年頃 約12,000人 → 2023年度 6,840人

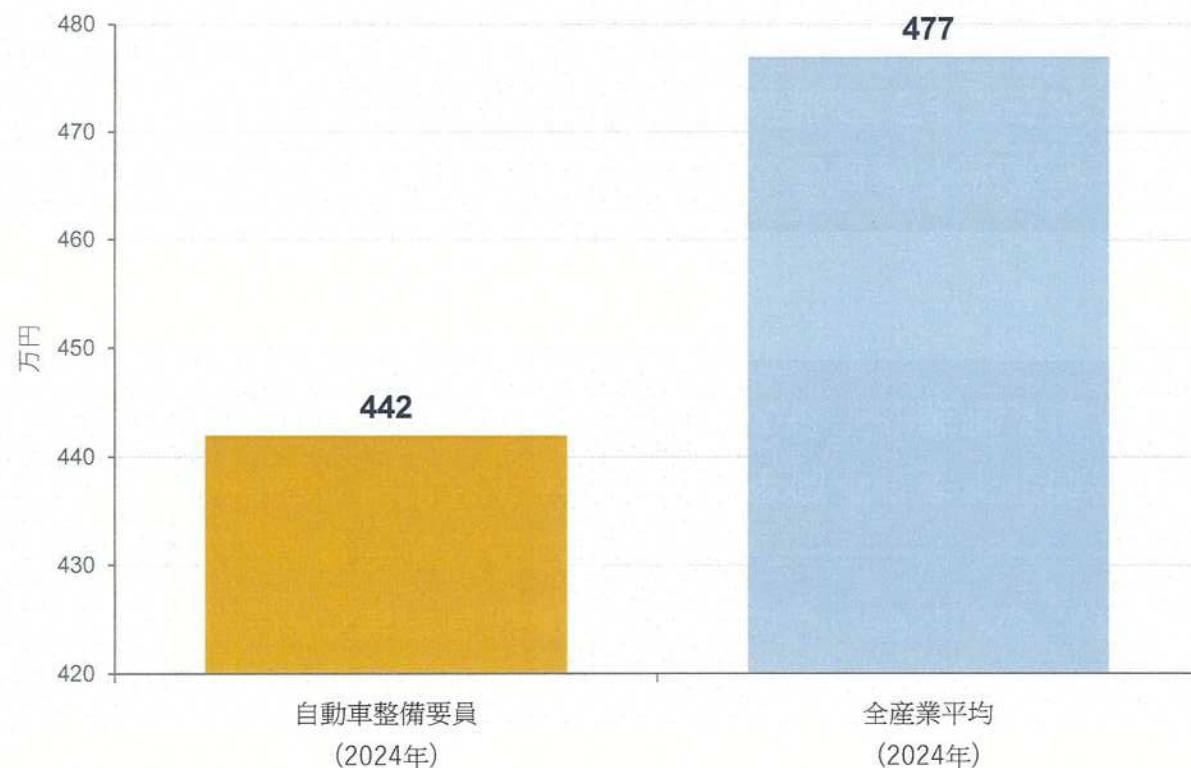
2014年度から2023年度の9年間でも25.6%減少

整備士資格保有者約88万人のうち、実際に整備士として就業しているのは約27万人に留まる

外国人技能実習生の割合が年々増えている

現状と課題③

処遇の不均衡 — 自動車整備要員と全産業との平均年収の比較



約35万円の差

全産業平均に対し、1割弱低い水準

車検・点検を通じて交通事故を未然に防ぐ社会的責任、重量物取扱い等の危険性を伴う業務でありながら、賃金水準は全産業平均を下回る

電動化・安全性能などの技術水準は年々高度化しており、責任・危険性・技術水準に対して処遇が見合っていない

自動車整備士不足による影響

<想定される困りごと>

- ・一人ひとりの業務負荷増大によるコンプライアンス意識の低下
- ・保有者の車検や点検が受けられない
- ・修理や整備に時間がかかる ・整備不良や不正改造車両の増加
- ・成り手不足による新卒採用者の質の低下や離職者増などの負のスパイラル

このままでは、愛知県の基幹産業である自動車産業を支える
自動車小売業そのものの担い手基盤が維持できなくなるおそれがある。

→ 特定最低賃金による処遇の下支えは、整備士の労働条件向上と、業界の魅力向上のために必要である